

令和3年第10回東近江市教育委員会（定例会）会議録

日 時 令和3年10月25日（月） 午前10時15分 開会

場 所 市役所 東庁舎 東D会議室

出席者

教育長	藤田 善久	教育長職務代理者	青地 弘子
教育委員	沖田 行司	教育委員	篠原 玲子
教育委員	山本 一博	教育部長	大辻 利幸
こども未来部長	小梶 理栄子	教育部次長	中村 達夫
管理監(教育総務担当)	小杉 一子	管理監(校務支援担当)	中西 美智代
管理監(幼児担当)	坂田 紀代子	教育施設課長	中島 亮
生涯学習課長	中西 恵美子	教育育研究所長	宮居 伝
学校給食センター所長	河合 菊男	八日市図書館長	松野 勝治
幼児課長	河村 治俊	事務局(教育総務課長補佐)	中野 里栄子

以上18名

開会

教育長	皆さん、おはようございます。本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。 それでは、ただ今から、令和3年第10回教育委員会定例会を始めさせていただきます。 最初に、会議録の承認について、委員の皆様には第9回定例会の議事録があらかじめ事務局から配付され、御確認いただいていると思います。会議録の内容に御異議はございませんでしたでしょうか。
各委員	（異議なし）
教育長	それでは、第9回定例会の議事録は承認いただきましたので、後ほど、青地委員と山本委員に署名をお願いいたします。 なお、今回の第10回定例会の会議録署名委員は、沖田委員と山本委員を指名させていただきますので、よろしくお願いします。 それでは、次第に従いまして、報告に移ります。はじめに、私から教育長報告をさせていただきます。 10月14日に開催いたしました総合教育会議については、お忙しい中御出席を賜りありがとうございました。総合教育会議では、学力向上について今年の学力学習状況調査結果から見えてくる本市の課題について、担当から説明を受け、御意見をいただいたところです。皆さんからの御意見を頂戴する時間が十分ではなかったかとも感じましたが、良い意見交換ができたのではないかと考えているところです。市長、副市長にも、本市の状況をしっかりと受け止めていただけたものと感じております。

その時にも申し上げておりましたとおり課題については、市全体で捉えてしまいますと焦点がぼやけてしまうように思いますので、各学校それぞれ異なっておりますので、学校ごとといえますか、クラス単位で課題をしっかりと分析し、その課題に対応する対策について、今から対応していくよう人事訪問や校長面談を通じ、校長に指示しているところです。

教育委員会としては、説明にもありましたように低学力層における子どもたちの背景といったものをどう捉えているかということですが、やはり外国人児童生徒の率は、多い学校では10%を超えている実態があるということですので。

また、特別支援学級の児童生徒の増加とともに通常学級で学ぶ一定の支援が必要な児童生徒、個別の支援計画を立てているいわゆるグレーゾーンといわれる子どもたちの多さがあると考えています。また、教育に関しては親の所得も反映すると言われていた低所得層といわれる要保護、準要保護家庭や虐待要保護児童対策地域協議会の管理ケースであったり、不登校ぎみな子どもたち、いわゆる一定課題のある子どもたちの多さということもその要因として反映しているのではないかと捉えているところです。

外国籍児童生徒に対しましては、日本語初期指導教室を御園小学校で開設しておりますが、基本的なルールとしましては、3箇月、そこで学び、日本語の基本的な部分、日本の生活習慣等を学ぶこととしています。なかなか3箇月で日本の生活習慣等が身に付くことはございませんので、今は外国籍の子どもたちが転入することもコロナの影響で少なくなっておりますので、もう少し長期間学ぶことが必要な子どもたちには期間を延長して学べるように運用上もしておりますし、今後そのような対応が必要であれば対応を取っていきたいと思っています。ただし、そのような場合にも通室する手段が、市内に一箇所しかないものですから、例えば、能登川地区から教室に通う場合にもかなりの距離がありますので、手段がない家庭については、保護者のかなりの負担があるので我慢されている家庭もあります。送迎等の手法を検討したいと考えているところです。

また、特別支援学級をはじめとした支援の必要な子どもたちの対応としては支援員を配置しているところです。今まで支援員の配置については割と対象児童の人数のウエイトが高いようでしたが、単に人数で支援員の要否を判断するのではなく、支援を必要とする度合いといったことをしっかりと把握する中で、要否を決定したいと考えているところです。

生徒指導上の課題や不登校児童生徒への対応としては、学校問題支援対策室を中心に対応しておりますが、それにあたる指導主事やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の充実を図る必要があるのではないかと考えています。

低学力層への対応としては、加配教員を配置しての習熟度別授業で対応、教師の教育力向上としては授業改善とともに小学校であれば教科担任制の運用上の導入を図っていききたいと考えています。

一番の課題と言われる読み解く力の向上については、全ての小中学校に学校図書館司書の配置を週1回ないし2回くらいの訪問にはなっていますが、その中で今までのように学校図書館が調べ学習というよりは実際に書籍を手にとって読むということ、読み解くという力につなげるような対応にシフトしていく必要があると思っています。

また、タブレットをより一層、活用するためには各教室のWi-Fi環境整備することであったり、大型ディスプレイ又は電子黒板の設置を主に進めていきたいと考えているところです。先ほど言いましたように、市長、副市長ともに一定の理解はしていただけたものと捉えておりますが、なかなか予算措置は難しいことではあります。こういったことについて、

教育長

特に、人的な充実については、県教育委員会の支援が必須と考え、先週の金曜日には県教育長を訪ね、要望を行ってきたところです。反応としては、あまり芳しいものはなかったと感じました。

次に、本日の議案にもなっております通学区域審議会が能登川地区の状況について、議論いただくため動き出します。

能登川南小学校のエリアで開発が進んでおり、佐生町とかが新たに都市計画区域に入りました区域がございまして、今後の住宅開発を考えますと6クラスを想定する必要があります。この大規模校化になると設備的な課題や学校運営上などの様々な課題が発生してくるものと考えております。大規模化を抑制するような形が必要ではないかと考えています。

一方で能登川東小学校、能登川西小学校や能登川北小学校を見ていただきますと、能登川北小学校はかなり少ない人数となっています。これは、0歳が5人、1歳が8人でこれをたしますと13人ですので、これは複式学級の人数となります。能登川西小学校はずっと安定した1クラスの人数となっています。能登川東小学校は0歳は43人で2クラスですが、1歳は31人での1クラスとなっています。今後を考えますと1クラスということも見込んでいく必要があります。非常にバランスを欠いた状況といえます。そのようなことからもう少しバランスを考えて校区の在り方について、審議をいただこうというのが趣旨でございます。

話は変わりますが、「晴天を衝け」という渋沢栄一を主人公にした大河ドラマをここ3週間ほど、興味深く見ておりまして、明治維新以降、版籍奉還、廃藩置県、学制改革、地租改正などなど考えられないくらいの改革、制度創設が10年ほどの間に行われています。

私たちが言いますと学校の校区を1つ変更しようとするだけで大変な思いをしているわけですが、すごいことを短い期間で全く前例がない中でやられたのが、決して渋沢さんだけの力だけではありませんが、心新たに取組まないといけないと思ったものです。私からは以上です。

次に、教育部長から報告をお願いします。

教育部長

皆さん、おはようございます。先日の総合教育会議にはお忙しい中、御出席いただきありがとうございました。今回は小中学生の学力について御協議いただきました。教育長からの御報告のありましたとおりですが、皆様の御意見や本市での全国学力学習状況調査の分析結果からも、新たな課題がいくつか見えてきましたので、次年度以降の施策に反映していきたいと考えております。

また、会議の中で御報告いたしました教育振興基本計画につきましては、現在、策定委員会で調査検討しながら進めていただいておりますが、今後具体的な内容に入る予定となっておりますので、ある程度まとまった段階で御報告させていただきます。

次に、9月議会で委員報酬の補正予算を計上しました、今、教育長の報告にもありました通学区域審議会につきましては、委員の依頼を概ね終えましたので、本日、審議会委員の委嘱について議案を上げさせていただいております。今後のスケジュールにつきましては11月17日に開催予定の議会常任委員会協議会で審議会への諮問内容を説明した後、11月24日に第1回目の会議を開催したいと思っております。

次に、教育施設の整備について御報告いたします。毎月進捗状況を御報告していました聖徳中学校の大規模改修については、先月末をもって2年間にわたる工事を終わりました。その

教育部長

他の工事としましては、能登川南小学校の体育館大規模改修、愛東南・北小学校と蒲生北小学校のトイレ改修、能登川東小学校と船岡中学校の体育館照明LED化工事を現在、進めているところです。

次に、生涯学習関係です。文化芸術の秋です。市の芸術文化祭の一環として、今月8日から20日までの間、美術展覧会を八日市文芸会館において実施いたしました。今年度は、市内外から207点の作品が出品されまして、その中で優秀な作品44点を去る16日に市長を来賓に迎えまして、昨年同様、八日市文化芸術会館大ホールで表彰式を行いました。

また、学校教育課が実施する子ども芸術展につきましても湖東コミュニティーセンターにおきまして、11月11日から16日までの日程で行う予定です。委員の皆様にも是非、御覧いただければと思います。

市民大学につきましては、今回チラシをお配りしましたが緊急事態宣言の発令などにより実施を見合わせていましたが、今年度は通常6講座のところ3講座に規模を縮小しまして開催することとなりました。第1回目は12月1日に開講式と併せて行う予定をしております。

また、成人式については、昨年度と同様に感染対策を講じた上で実施する予定をしています。現在、実行委員会で式の内容を検討していただいております。新成人にとって、将来記憶に残る式典となることを期待しているところです。以上、教育部の報告とさせていただきます。

教育長

続いて、こども未来部長から報告をお願いします。

こども未来部長

皆様、おはようございます。それでは、こども未来部から報告をさせていただきます。

初めに、幼児施設での運動会の開催状況について、10月に入り各園におきまして運動会を開催しており、半数以上の園において無事に終了をしております。大半は10月中での開催としておりますが、一部11月での開催を予定しております。

緊急事態宣言の影響で例年より遅い日程での開催となっておりますが、秋の日差しを浴びながら無事に開催できておりますことを大変嬉しく思っております。

続きまして、令和4年度の幼児施設の入所申込みの受付状況につきまして、報告をさせていただきます。

今年度も2号、3号認定につきましては、10月1日から、1号認定につきましては、10月15日から、受付を開始しております。

1号認定の10月21日時点の受付状況は、昨年度に比べ4、5歳児の申込みが若干少なく、約35件の減少となっております。3歳児は昨年度より若干多い状況で、現在136件の申込みがございます。

また、2号、3号認定についての本庁及び支所窓口に提出された件数につきましては、10月21日時点で、327件となっております。この数字は新規申込み件数であり、各園に提出されました件数は含まれておらず、在園児や在園児の兄弟等で新規の場合は各園での受付となっております。

受付内容を分析いたしますと、昨年度と同様で今年度も、育児休業中の方で4月から職場復帰をしたいという方の申込みが多い状況です。できる限り待機児童を出さないように調整をしていきたいと考えております。

また、今年度から実施しています幼稚園での預かり保育に関しては、現在利用を御検討さ

こども未来部長	れている方や、2号認定で不承諾となりました方を受け入れ、幼稚園児の人数を増やしていければと考えているところです。以上、こども未来部からの報告といたします。
教育長	ただいまの報告について、御意見、御質問等ございませんか。
沖田委員	先だつての総合教育会議の中で、外国人の子ども教育の話が出ておりました。私が富山県での出張先でも非常に大きい問題になっているようで、将来、国籍を取得した時にその地域の治安にも関わる問題でありまして、単に学習保障をして進学の手続きを与えなきゃならないだろうとそれは市全体が取り組まなければならない問題だということで、単に日本語を教えて、クラスで一緒にやっていくだけではなくて、そういう計画があるのですけれども、どこも抜本的な改革ができてないということでした。このような問題は、例えば、昔、日本人がアメリカに移住した時に日本学校を作りましたが、当時の公立学校での学習できるような手立てを考えて行くという、そういう意味では、市や県が基本的な語学学習だけでなく、日本の伝統、歴史やマナーなど総合的な日本に将来、国籍を取る子どもたちにふさわしい教育を与えるということは非常に大きな近々の課題であると、いろんな先生がおっしゃっております。 本市はそういう問題を今、教育委員会で議論したところです。普通は語学の先生を派遣するという手当なのですが、抜本的に考えたらやっぱり子どもたちがちゃんと午後ある一定の時間に学習できるような教育システムを構築するという議論をすべきであるとのことでしたので御報告させていただきました。
教育長	ありがとうございます。今、おっしゃったようにこれからの外国籍の子どもたちは日本でそのまま住んで、そこで職を求められるっていう可能性が以前に比べて数段上がっていると認識しておりますので、社会問題にもつながりかねないので、そういったことを今から想定しながらしっかりとした機関として学び方っていう部分を同じ公立学校の中で良いのかという議論も必要になってくようかと思います。
篠原委員	今のお話で、私も五箇荘小学校でその外国籍の方が授業に入れないという方、日常生活の中では大丈夫なのですが、授業がわからなくては入れないという子が何人かいるということで、2学期から取り出し授業をされはじめたので、見せてもらいに行きました。 来ていた子が6年生の男の子で日本語はちゃんとしゃべれる感じではあったのですが、授業に入れないということで話をしていると、実は日本生まれとのことで、小学1年生から五箇荘には居たとのことなのです。その状況で日本語がわからなくて、授業に入れないというような状況になったのか、私も詳しくは聞いておりませんが、途中で不登校になってしまい、友達との会話もうまくいかない状態で、日本語がしゃべれないだけではなくて、他に何か問題があったのかもわかりませんが、ずっと来なくて、ようやく今の取り出し授業を行うようになってから学校に来れるようになったということでした。 だから、1年生、2年生の間に、教育長もおっしゃっておられましたが、日本語がちゃんと学べるとかコミュニケーションが取れるところがあれば、両親は日本語が喋れないらしく、家ではポルトガル語で会話をされるそうです。そういう状況がずっと続いてたので、何

篠原委員	とかできなかったのかなという思いがあって、是非、早い段階から少しでも小さい時に関われるような場所が作っていただけないかと思いました。
教育長	家ではみんなポルトガル語での会話に戻ってしまいます。友だちとは日本語でそれなりの日常会話程度は通じてても実際のところは日本語でずっと続ける習慣づけというのは難しいので余計にしっかりと身に着けるという場面からすれば、難しいと感じます。
教育研究所長	今、おっしゃったように、家庭とか地域に帰ると母語でお話されますし、両親もやはり母語を大事にされます。その子にとっても、その子がやっぱり母語は大事にすべき、そういう中で、子どもが日本語を学べる1番の集団は学校ということだと思います。だから小さい時からそういうことができるという場所があれば、1番良いとは思いますが。 もう1つは受け入れる側のその学級集団になり、学校が外国籍のお子さんをどのように集団の中で受け入れ、共に育っていくことを担任なり、学校が大事にしていけないとどちらかと言うと外国から来た人ということで、ひいてしまったりすると育ちにくいのではないかと思います。
教育長	ありがとうございます。では、「2議案」に移ります。議案第23号 東近江市教育委員会が管理する公共施設に係る東近江市公共施設予約システムの利用に関する規則の制定について、生涯学習課から報告をお願いします。
生涯学習課長	(生涯学習課から説明) それでは、議案第23号東近江市教育委員会が管理する公共施設における東近江市公共施設予約システムの利用に関する規則の制定について、御説明します。 提案理由といたしまして、本議案は、東近江市教育委員会の所管する公共施設における東近江市公共施設予約システムの利用に関し、必要な事項を定めるため提出するものです。 これまで、公共施設を事前予約する際は予約する者が施設の窓口において、対面での利用申請を行っていましたが、利用者が便利かつ安心安全に公共施設の利用予約をすることができるようインターネット上から予約するシステムを取り入れることとなりました。これにより、利用者の利便性の向上とともに新型コロナウイルス感染拡大防止にも寄与することができます。 規則の内容です。第1条の趣旨、予約システムの利用に関し必要な事項を定めるものとしています。第2条の定義は、この規則において公共施設とは、教育委員会（指定管理者が管理する公の施設にあっては、指定管理者）が管理する公の施設のうち、別表に掲げるものをいいます。 別表は、2ページを御覧ください。「東近江市やわらぎホール」、「東近江市あかね文化ホール」、「八日市文化芸術会館」が対象の施設となります。 第2条第2項は、この規則における予約システムについて、インターネットを利用して、次に掲げるサービスを提供するシステムをいいます。そのサービスの内容は、以下に記載の4項目です。 (1) 公共施設の所在地、利用時間等の案内、(2) 公共施設の予約状況等の案内、(3) 公共施設の利用予約に係る抽選の申込み及び抽選結果の案内、(4) 公共施設の利用の許可の申請

生涯学習課長	等です。 ただし、ホールの借用については、ステージの照明や音響設備等の利用の関係から、本システムでは空き状況を確認できるのみに留めています。 次に、第3条の準用について、前条に定めるもののほか、予約システムの運用については、東近江市公共施設予約システムの利用に関する規則の規定を準用することを定めています。本日、市の規則を参考にお配りしています。東近江市規則第36号の資料を御覧ください。この規則には、第3条（利用者登録）以下、予約システムを利用するための利用者の登録に係る申請や登録事項の変更・廃止、利用許可申請等の一連の手続きやシステムの管理について定められていますので、この規則を教育委員会の規則も準用することとなります。 また、これまでどおり窓口での申請もできることとなっています。議案第23号の説明は、以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。
教育長	この件について御意見、御質問等ございませんか。
山本委員	あまり知らなくて申し訳ないのですが、以前、八日市文芸会館は市長部局へ移ったということではなかったでしょうか。この利用だけが教育委員会なのでしょうか。
生涯学習課長	施設の管理は、教育施設ということで、教育委員会となっております。このシステムについての利用規則は、教育委員会が制定することになります。文化芸術会館に関する事務の部分は市長部局（文化スポーツ部）に移っております。 令和2年3月に東近江市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を制定し、 (1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。） (2) 文化財の保護に関すること。 (3) 博物館、公民館及び東近江市てんびんの里文化学習センターの設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、これらの社会教育に関する教育機関のみに係るものを含む。）については市長部局が管理し、及び執行することといたしました。この条例には、文化施設である八日市文化芸術会館は、含めておりません。文化の中の文化財についてのみ市長部局に移ったこととなり、それ以外の文化は教育委員会のままです。 令和2年4月には東近江市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則を制定し、東近江市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させることにし必要な事項を定めることとしました。この規則の中で、文化スポーツ部長に委任した事務は東近江市立八日市文化芸術会館に関する事務です。八日市文化芸術会館については事務の委任のみしているため、教育委員会生涯学習課が所管しているものとなります。
山本委員	規則の制定は教育委員会ですということですね。また、実際の利用申請はどうなるのでしょうか。
生涯学習課長	はい、規則の制定は、教育委員会です。利用申請ですが、八日市文化芸術会館に関する事務は、文化スポーツ部長へ委任しており、実際の運用は、施設で対応していただい

生涯学習課長	ます。
青地教育長職務代理者	今の規則第 36 号の適用ですが、これは 4 月 1 日から始まっているということでよろしいのですね。
生涯学習課長	令和 3 年 4 月 1 日から運用は始まっております。
青地教育長職務代理者	皆さんこれで今、登録や予約をしているということですね。既に、動いているということで理解すればよろしいのですか。予約の申し込みは何箇月前からとか決まっていますか。
生涯学習課長	一年前からできると聞いています。システムは、24 時間使用できますのでスマートフォンやパソコンなどから予約が可能です。
青地教育長職務代理者	一年前から予約が可能であるということですので、現在も行われているということですね。
生涯学習課長	そうです。
教育長	全部が一年前ですか。
生涯学習課長	教育施設については一年前ですが、その他は施設によって異なるかと思いますが、手持ち資料がホール関係のものしかございませんので、スポーツ施設が今はわかりません。
教育長	調べまして、後ほど報告することといたします。他、ございませんか
各委員	(意見、質問等なし)
教育長	では、議案第 23 号につきまして、御承認いただけますでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	それでは、議案第 23 号東近江市教育委員会が管理する公共施設に係る東近江市公共施設予約システムの利用に関する規則の制定については原案のとおり承認といたします。 続きまして、議案第 24 号 東近江市立学校通学区域審議会委員の委嘱又は任命について、教育総務課から説明をお願いします。 (教育総務課から説明)
管理監(教育総務担当)	第 24 号東近江市立学校通学区域審議会委員の委嘱又は任命について、東近江市立学校通学区域規則の第 2 条に規定する市立学校の通学区域について、その適正化と良好な教育環境の構築に資するため、東近江市立学校通学区域審議会を設置することに伴いまして、審議会の要綱第 3 条第 2 項により委員を委嘱又は任命するために本議案を提出させていただきます

管理監（教育 総務担当）	た。 今日、お配りした資料の３枚目に要綱が付いております。要綱の第３条を御覧ください。 第３条、審議会は、委員 20 名以内をもって組織するものとなっています。第２項に、（１）学識経験者、（２）自治会を代表する者、（３）保護者を代表する者、（４）その他教育委員会が必要と認める者となっています。委員の委嘱又は任命する者について、案としましては、資料の２枚目に 18 名の委員名簿の案を付けております。 現在、調整中の方につきましては、お願いしているところですが、今回の代表の方でお認めいただきまして、次回の教育委員会で報告をさせていただけたらと思っております。 審議会は今年度に１回目、11 月 24 日に、２回目 1 月、３回目 3 月に開催いたしまして来年度も引き続き前半の方で 2・3 回程度開催の予定をしております。御審議の方、よろしくをお願いいたします
教育長	説明は終わりました。この件につきまして、御意見、御質問等ございませんか。
青地教育長職 務代理者	審議会の委員さんたちに寄っていただくのを、今年度、３回、来年度に何回かあるということですが、このメンバーの方々を見てますと代表者が多いのですが、代表の地位が変われたときは代わられるということで理解しておけばよろしいでしょうか。
管理監（教育 総務担当）	変わらずに委員として、引き続きお願いできる方の選任を各校と園にお願いしております。具体的に言いますと、子どもさんが卒業なり、卒園をされない来年度もまだ学校や園にいらっしゃるような保護者さんの代表をお願いしています。 ただ、校長、園長につきましては、人事異動に伴いまして、任命の部分になりますが、変更の可能性はございます。
青地教育長職 務代理者	自治会連合会の会長さんも変わりはないということでよろしいですね。
管理監（教育 総務担当）	自治会連合会の会長さんにもそれぞれに事情を御説明いたしまして、来年度も引き続きお願いできるように事前に説明をさせていただいております。
青地教育長職 務代理者	このような形でつないでいかないと、なかなか新年度入ってからが大変だと思いたしたので。ありがとうございます。 それと、もう 1 つ、これは案ですが、小学校が対象になっていますので、全部の小学校の校長が入っておりますが、中学校の校長が任命されるという案はないのでしょうか。
管理監（教育 総務担当）	今回は、中学校はこの地区においては 1 校ですので、今回の委員にはあげてはおりません。

青地教育長職務代理者

中学校は1つですので、そのような校区の事情を校長先生が把握していただく機会としては、私は参加していただいた方が20人の中には含めていただけるのかということも、案として考えましたので、先生は中学校の元校長でもありましたし、そんなことも考えたところでは。

教育長

中学校の校長にはこの開催の旨、あるいは意図、そういったことは説明をしておりますので承知しておられますけれど、この委員会の中で発言いただくことはないかと考えましたので、今回は選ばなかったということでごさいます。

随時、その辺の事情なりしっかり説明をしていきたいと思っていますし、支所長なり、支所からも傍聴という形で、審議会に参画するということもありますので、中学校の校長が業務の中で聞いておきたいという部分のごさいましたら出てきていただくことは可能かと思っておりますので、そういう形で良いと思っていますところでは。

篠原委員

この要綱は、小学校の八日市南小学校が分かれた時、そういう時から使われているものなんですよね。ただ、素人目に見ると本当にその地域の方ばかりで、利益、不利益があるのかわからないですけど、以前、もめていたという話も聞いていましたので、その地域の方ばかりだと、なかなか話が難しいのではないかと思います。

南草津とか、ちょっと新しい学区ができる栗東とか学区が分かれたり、ひつついたりするそういう経験をされてきた誰かがちょっとオブザーバーのような感じで入っていただけると話も進みやすいのではないかと思います、いかがでしょうか。

管理監（教育総務担当）

今回は、このメンバーでと思っておりますが、今おっしゃっていただいた部分については、要綱第3条2の(4)、教育委員会が必要と認めるものという中で、委嘱という形で要綱上は、そのような形でも可能なのかなというふうには思っています。

今回につきましては、対象地区の方だけですが審議会はこれで進めていきたいと考えています。

教育長

私の経験から言いますと、委員がおっしゃられたことは十分理解できるんですけど、いくら良い意見を言っても、結局は、地域の方が納得されないとダメだと思っております。だから、意見はいくらでも出ても地域の方に落ちないといけないと思っています。

私は、八日市南小学校を分離するときにもこういう形で審議会をしましたし、政所小学校、甲津畑小学校を統合する時もこういう形でやりましたが、ほぼ地域の方だけでやらせていただきました。1番の理解を求めましたのは、審議会は、例えば、自治会長さんがおられますけれども、結局その方々が代表しているということは無いのです。その地域を代表しての意見として、例えば、小学校区の自治会長さんがこう言うたから、その地域はもう小学校の方がOKしている、そんなことはないわけです。今考えていますのは1、2回、今年度会合をしましたら地域での説明を自治会単位くらいで保護者を対象にしたり、あるいは保護者以外と地域の方を対象にしたりといくつかのクロスするような形で説明をして、その反応を聞きながら審議会に持ち帰って議論をいただこうと、前回もそのように進めたのですが、そうでないとなかなか納得してもらえないのではないかと思いますので、委員がおっしゃってくださった部分はあるのですが、やはりどこまでいっても地域の方は落とせないと考えて

教育長	おりますので、御理解いただきたいなと思います
山本委員	どうしても空白が気になるのですが、単純な理由なのでしょうか。
教育長	単純な理由です。今現在のPTA会長が議員なので、どうしようかということで、もめているわけではありません。別に議員でも良いと言っています。
管理監（教育総務担当）	今朝、確認しましたところ、一応候補の方がいらっしゃって、週末には一応受ける方向だけど、もう一日考えたいということと言われたので、もう決定するかと思います。
山本委員	やっぱり1番の議論をしていただく必要がある人達というのは幼稚園とか保育園に通っておられる親御さんだと思うのですが、その公立と私立と、それぞれ保護者と施設の代表4名の方があがっているのですが、公立と私立の方はどのぐらい園があるかを知らないのですけど、選定というのは意見を集約してもらえる仕組みがあるのでしょうか。 当然その園だけの意見を言われたら良いかと思いますが。どのように選考されたのかと思いました。
管理監（教育総務担当）	地区にある園の中から選定するに当たっては幼稚園のようにその学区はございませんので、幅広い地域から通園はされております。その中からこの幼児園で言いますと比較的大きな園でもありますし、多く通っておられると思っています。
山本委員	この地区の中で、私立の幼児施設というのはいくつあるのでしょうか。
管理監（教育総務担当）	大規模なのは2つあります。
山本委員	わかりました。
教育部長	小規模の施設は1つあります。
教育長	いわゆるこども園とか保育園とか幼稚園じゃない小規模保育事業所があります。
管理監（幼児担当）	ここでは1園ございまして、0歳から2歳児までの19人の子どもたちが通っています。
教育長	基本的には東近江市立は3園あります。1つだけ外れていますが、情報は十分流すようにして保護者については先ほど言いましたような形での説明はしっかりしていきたいということで、その辺の御意見は聞いていくという考え方です。 他よろしいでしょうか。

各委員	(質問等なし)
教育長	では、議案第 24 号につきまして、御承認いただけますでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	では、議案第 24 号につきまして、東近江市立学校通学区域審議会委員の委嘱又は任命については、原案どおり承認といたします。なお、空欄の調整中の委員については、次回定例会にて報告させていただきますのでよろしくお願いします。
各委員	(異議なし)
教育長	続きまして、報告事項に移ります。教育委員会表彰における被表彰者について、教育総務課から報告願います。
管理監（教育総務担当）	(教育総務課から報告) 東近江市教育委員会表彰における被表彰者についてですが、1 件、訂正の御報告をさせていただきます スポーツ賞で、湖東中学校の相川連さんですが、中学校からは表彰規程第 6 条 3 滋賀県中学校夏季総合体育大会で優勝したものということで推薦をいただき第 8 回の教育委員会定例会で御承認をいただいております。 詳細を確認いたしましたところ、この相川さんが優勝された大会は、夏季総合体育大会の一部ではなく、滋賀県中学校体育連盟との共催で行われていることがわかりましたので、規定、第 6 条の 3 から第 6 条の 4 に訂正をさせていただきますので、御了承いただきたいと思います。報告とさせていただきます。
教育長	次に、4 その他に移ります。各課から報告をお願いします。
各課報告	○学校教育課・・・・・・・・・・学校教育課日より（第 155 号） 教育しが 10 月号（第 84 号）
生涯学習課長	先ほど、青地教育長職務代理者に議案第 23 号の中で御質問いただきました件について、報告させていただきます。市内在住個人又は団体については 3 箇月前から、市外の方については、2 箇月前から予約可能となっています。
生涯学習課長	
各課報告	○生涯学習課・・・・・・・・・・滋賀県教育功労者表彰の被表彰者について 報告事項 第 17 回東近江市芸術文化祭 東近江市市民大学について 東近江市人権のまちづくり協議会チラシ
各課報告	○図書館・・・・・・・・・・報告事項

教育長	各課からの報告について御意見、御質問等ございませんか。
山本委員	図書館の読み語りの講座の件について、終了後の活躍の場はどんなことを想定されてますでしょうか。
八日市図書館長	市内各エリアに7つ図書館があり、それぞれの地域に絵本ボランティアで活動されているグループがあります。どのグループも今、課題としては、お年を召して継続的に活動がしにくい方が増えてきてたりとか、一定活動を続けてこられても家庭の事情でなかなか続けられない方がその中にはおられます。 今回は受講された方の中で、もし、引き続き、ボランティア活動をしたいということがありました場合は、既存の各グループにつなぐということが1つの方法として考えるということと、もう1つ、独自に活動されたいと願われた場合は、是非、図書館としてもその活動をバックアップする。例えば、資料の提供であったりとか、活動場所を貸し出したりということとでバックアップを行い、市民レベルで子どもと本をつなぐようなすそを広げていきたいというのは図書館としての考え方です。
山本委員	各小学校でも既にやっておられるかわかりませんが、朝の読書タイムがあったりして、地域の方が来られて、読み語りをしていることがあります。私もコーディネーターをしていた時にそれをやらせていただいていた、非常に好評でしたし、子どもたちも本当にビックリするぐらい真剣に聞くのです。さっきの読解力のこともありますし、その人たちにも是非活躍していただけるようなことも念頭に置いてやっていただけるとありがたいと思います。
八日市図書館長	ありがとうございます。そのように取り組んでまいります。
教育長	全体を通して、御意見、御質問等ございませんでしょうか。
各委員	(意見、質問等なし)
教育長	では、次回の第11回定例会は、次第にありますように、令和3年11月22日(月)午後1時30分から、市役所東庁舎A会議室で開催いたしますので、よろしくお願いします。
教育長	また、第12回定例会につきまして、日程をお伺いしたいと思います。候補日としては、12月20日(月)終日か12月21日(火)午前中、12月22日(水)終日のいずれかで開催したいと思っておりますが、委員のみなさんの御都合はいかがでしょうか。
各委員	(日程等調整)
教育長	それでは、第12回定例会については12月20日(月)に午後から開催いたしますので、よろしくお願いします。 また、11月3日(祝)に市政功労者表彰・教育委員会表彰式典がてんびんの里文化学習センターにて午前10時から執り行われますので、教育委員の皆様におかれましても御出席の

教育長

ほどよろしく申し上げます。

以上をもちまして、令和3年第10回教育委員会定例会を終了させていただきます。

会議終了

午前11時45分

会議録署名委員

会議録署名委員

教 育 長
